

●香川県告示第387号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成28年12月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	庵治港	庵治	<p>1 指定場所 高松市庵治町字新開6388番73地先から高松市庵治町字浜6393番16地先まで</p> <p>2 指定区域 基点1から基点12までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1と補助点2を結んだ線及び補助点2と基点12を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 四等三角点 丸山 （北緯34度22分29.7123秒、東経134度07分07.0414秒） 基点1 基準点から41度56分、739.2m、高松市庵治町字新開6388番73地先の表示杭 基点2 基点1から347度32分、10.3m、高松市庵治町字新開6392番27地先の表示杭 基点3 基点2から285度42分、71.1m、高松市庵治町字新開6392番25地先の表示杭 基点4 基点3から15度49分、161.5m、高松市庵治町字新開6392番25地先の表示杭 基点5 基点4から105度42分、74.0m、高松市庵治町字新開6392番27地先の表示杭 基点6 基点5から15度54分、163.7m、高松市庵治町字新開6392番27地先の表示杭 基点7 基点6から285度19分、74.3m、高松市庵治町字新開6392番24地先の表示杭 基点8 基点7から15度48分、108.4m、高松市庵治町字新開6392番26地先の表示杭 基点9 基点8から105度49分、199.5m、高松市庵治町字新開6392番27地先の表示杭 基点10 基点9から15度53分、36.7m、高松市庵治町字浜6393番18地先の表示杭 基点11 基点10から285度48分、199.7m、高松市庵治町字浜6393番16地先の表示杭 基点12 基点11から15度52分、96.8m、高松市庵治町字浜6393番16地先の表示杭</p>

		<p>補助点1 基点1から285度42分、125.1mの点</p> <p>補助点2 基点12から287度52分、51.9mの点</p>
新開	<p>1 指定場所</p> <p>高松市庵治町字丸山155番7ほか24筆地先から高松市庵治町字新開262番1地先まで</p> <p>2 指定区域</p> <p>基点1から基点8までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1から補助点4までを順次結んだ線及び補助点4と基点8を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。）</p> <p>基準点 四等三角点 丸山 （北緯34度22分29.7123秒、東経134度07分07.0414秒）</p> <p>基点1 基準点から35度18分、201.7m、高松市庵治町字丸山155番7ほか24筆地先の表示杭</p> <p>基点2 基点1から82度53分、24.6m、高松市庵治町字丸山155番7ほか24筆地先の表示杭</p> <p>基点3 基点2から65度47分、43.0m、高松市庵治町字丸山155番7ほか24筆地先の表示杭</p> <p>基点4 基点3から49度23分、68.8m、高松市庵治町字丸山155番7ほか24筆地先の表示杭</p> <p>基点5 基点4から37度45分、137.0m、高松市庵治町字新開243番3地先の表示杭</p> <p>基点6 基点5から35度12分、61.8m、高松市庵治町字新開247番地先の表示杭</p> <p>基点7 基点6から32度02分、47.9m、高松市庵治町字新開247番地先の表示杭</p> <p>基点8 基点7から31度03分、36.8m、高松市庵治町字新開262番1地先の表示杭</p> <p>補助点1 基点1から352度53分、32.8mの点</p> <p>補助点2 基点4から313度34分、53.3mの点</p> <p>補助点3 基点5から338度35分、61.7mの点</p> <p>補助点4 基点8から301度03分、52.1mの点</p>	